

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〳第八章の二 略〕</p> <p>第八章の三 電子決済等代行業</p> <p>第一節 通則（第三十四条の六十四の二―第三十四条の六十四の八）</p> <p>第二節 業務（第三十四条の六十四の九―第三十四条の六十四の十九）</p> <p>第三節 監督（第三十四条の六十四の二十―第三十四条の六十四の二十二）</p> <p>第四節 認定電子決済等代行業者協会（第三十四条の六十四の二十三―第三十四条の六十四の二十六）</p> <p>第八章の四 指定紛争解決機関</p> <p>〔第一節〳第三節 略〕</p> <p>〔第九章 略〕</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〳第八章の二 同上〕</p> <p>第八章の三 指定紛争解決機関</p> <p>〔第一節〳第三節 同上〕</p> <p>〔第九章 同上〕</p>

附則

(定義)

第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第

附則

(定義)

第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、指定紛争解決機関、銀行業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第

六項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四條の十第六項、第三十四條の十六第十三項、第三十四條の十九第六項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十三の二第四項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、第三十四條の三十一第三項及び第三十五條第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四條の二十六を除く。）、第八章の四及び第九章において同じ。）とする。

「一〇五 略」

「二〇四 略」

（電子決済等代行業に該当しない行為）

第一条の三の三 法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第二条第十七項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四條の六十四の九第三項第一号及び第三十四條の六十四の十一において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際

五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四條の十第六項、第三十四條の十六第十三項、第三十四條の十九第六項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十三の二第四項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、第三十四條の三十一第三項及び第三十五條第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四條の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。

「一〇五 同上」

「二〇四 同上」

「条を加える。」

し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第三十四条の六十四の九第四項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことこの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立つて、法第二条第十七項第一号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

(電子決済等代行業に該当する方法)

第一条の三の四 法第二条第十七項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。

(営業の免許の申請等)

第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 前各号に掲げるもののほか法第四条第二項及び第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 〔略〕

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〕五 略〕

(金融等デリバティブ取引)

〔条を加える。〕

(営業の免許の申請等)

第一条の八 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 前各号に掲げるもののほか法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 〔同上〕

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〕五 同上〕

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の三 法第十条第二項第十四号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ 「略」

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

〔1〕・〔2〕 略

〔二・三 略〕

〔2・3 略〕

（特定取引勘定）

第十三条の六の三 銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない銀行又は当該要件のいずれにも該当しない銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

〔一・二 略〕

2 「略」

第十三条の二の三 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

〔1〕・〔2〕 同上

〔二・三 同上〕

〔2・3 同上〕

（特定取引勘定）

第十三条の六の三 銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない銀行又は当該要件のいずれにも該当しない銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

〔一・二 同上〕

2 「同上」

3 特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十五条第六項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

〔一・二 略〕

〔4・5 略〕

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十三条の六の五 銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十三条の八 法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 銀行業務関連苦情（法第二条第二十二項に規定する銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 略〕

〔一・三 略〕

3 特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十五条第五項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

〔一・二 同上〕

〔4・5 同上〕

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十三条の六の五 銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十三条の八 〔同上〕

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 銀行業務関連苦情（法第二条第十九項に規定する銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 同上〕

〔一・三 同上〕

四 令第十六条の十四各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

五 「略」

2 法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により銀行業務関連紛争（法第二十三条第三項に規定する銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

「二・三 略」

四 令第十六条の十四各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

五 「略」

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、銀行は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 「略」

二 法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十六条の十四各号に掲げる指定を取

四 令第十六条の九各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

五 「同上」

2 「同上」

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により銀行業務関連紛争（法第二十条第三項に規定する銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

「二・三 同上」

四 令第十六条の九各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

五 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十六条の九各号に掲げる指定を取

り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十六条の十四各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）
第十四条の十一の十三 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 「略」

消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 「同上」

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十六条の九各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）
第十四条の十一の十三 「同上」

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 「同上」

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四
第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者と
する。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合
の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の
全てに該当する者に限る。）

イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条
の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組
合員の同意を得ていること。

ロ 「略」

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号
）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合
の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行
する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限
る。）

イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条
の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組
合員の同意を得ていること。

ロ 「略」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取
引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件

2 「同上」

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合
の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の
すべてに該当する者に限る。）

イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条
の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての
組合員の同意を得ていること。

ロ 「同上」

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号
）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合
の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行
する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に
限る。）

イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条
の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての
組合員の同意を得ていること。

ロ 「同上」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 「同上」

は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等（ハ及び第三十四条の二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔二〜ト 略〕

三 「略」

（広告類似行為）

一 「同上」

二 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等（ハ及び第三十四条の二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔二〜ト 同上〕

三 「同上」

（広告類似行為）

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

【一・二 略】

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

【イ〜ニ 略】

（休日の承認の申請等）

第十四条の十一の十七 「同上」

【一・二 同上】

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

【イ〜ニ 同上】

（休日の承認の申請等）

第十五条 「略」

2 「略」

3 当座預金業務を営まない営業所において、令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日（次項において「指定休日」という。）以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第三十二条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項の規定による審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4 「略」

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 「略」

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一、二の二 略」

二の三 電子決済等代行業に係る業務

「三、三十九 略」

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ

第十五条 「同上」

2 「同上」

3 当座預金業務を営まない営業所において、令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日（次項において「指定休日」という。）以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第三十二条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項に規定する審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4 「同上」

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 「同上」

2 「同上」

「一、二の二 同上」

「号を加える。」

「三、三十九 同上」

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条にお

い。を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 略」

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

「5・6 略」

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第十七条の五の二 銀行は、当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

いて同じ。を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

「2・3 同上」

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

「5・6 同上」

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第十七条の五の二 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「同上」

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 略〕

ハ 株式交換により当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 略〕

〔三・四 略〕

五 当該認可に係る当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一〕(三) 略〕

四 当該申請の時にいて申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 株式交換により当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

〔1〕(3) 同上〕

〔三・四 同上〕

五 当該認可に係る当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 〔同上〕

〔一〕(三) 同上〕

四 当該申請の時にいて申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 「略」

六 申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

「八・九 略」

3 前二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とする）について認められること。

「4・5 略」

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）
第十七条の六 「略」

五 「同上」

六 申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

「八・九 同上」

3 前二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

「4・5 同上」

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）
第十七条の六 「同上」

<p>2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)</p> <p>第十七条の七 銀行は、法第十六条の四第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(合併の認可の申請)</p> <p>第二十二条 銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)</p> <p>第十七条の七 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(合併の認可の申請)</p> <p>第二十二条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十一 同上〕</p>

<p>十一の二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面</p> <p>〔十二・十三 略〕</p> <p>十四 その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>十一の二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面</p> <p>〔十二・十三 同上〕</p> <p>十四 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 〔同上〕</p>
<p>(会社分割の認可の申請)</p> <p>第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十一の二 当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面</p> <p>〔十二〇十四 略〕</p> <p>十五 その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(会社分割の認可の申請)</p> <p>第二十二条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>十一の二 当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面</p> <p>〔十二〇十四 同上〕</p> <p>十五 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 〔同上〕</p>

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇九 略〕

九の二 当該事業の譲受けにより銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十 [略]

十一 その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 [略]

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 銀行業の廃止又は解散

〔イホ 略〕

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 [同上]

〔一〇九 同上〕

九の二 当該事業の譲受けにより銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十 [同上]

十一 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 [同上]

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 [同上]

一 [同上]

〔イホ 同上〕

へ その他法第三十七条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

二 「略」

(外国銀行の営業の免許の申請)

第二十八条 外国銀行は、法第四十七条第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（同項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七条第三項において同じ。）を定めて法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇 略」

十一 その他法第四条第二項及び第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 内閣総理大臣は、前項の免許の申請に係る法第四条第二項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〇 略」

(外国銀行支店の届出)

第三十三条 「略」

2 「略」

3 法第四十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

へ その他法第三十七条第二項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

二 「同上」

(外国銀行の営業の免許の申請)

第二十八条 「同上」

「一〇 同上」

十一 その他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 内閣総理大臣は、前項の免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〇 同上」

(外国銀行支店の届出)

第三十三条 「同上」

2 「同上」

3 法第四十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

4 「略」

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第三十四条の二 銀行（外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行（法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとする銀行を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇八 略」

九 その他第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号

「一〇三 同上」

4 「同上」

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第三十四条の二 「同上」

「一〇八 同上」

九 その他第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 「同上」

に掲げる書面を除き、申請者が外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第二号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔3・4 略〕

5 銀行は、法第五十二条の二第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇十一 略〕

十二 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6 〔略〕

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）第三十四条の二の十三 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名

〔一〇四 同上〕

五 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔3・4 同上〕

5 〔同上〕

〔一〇十一 同上〕

十二 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6 〔同上〕

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）第三十四条の二の十三 〔同上〕

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名

組合員の同意を得ていないこと。

二 「略」

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 「略」

二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 「略」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融

名組合員の同意を得ていないこと。

二 「同上」

2 「同上」

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 「同上」

二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 「同上」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 「同上」

商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

〔二〇ト 略〕

三 「略」

（広告類似行為）

第三十四条の二の十七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール

一 「同上」

二 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

〔二〇ト 同上〕

三 「同上」

（広告類似行為）

第三十四条の二の十七 「同上」

を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ・ニ 略」

（銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 その他法第五十二条の十第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀

「一・二 同上」

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ・ニ 同上」

（銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の六 「同上」

「一〇五 同上」

六 その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 「同上」

行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 その他法第五十二条の十第二号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

かの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 その他法第五十二条の十第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

かの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇二 略〕

〔五・六 略〕

（特定主要株主に係る認可の申請）

第三十四条の八 〔略〕

〔一〇三 同上〕

四 その他法第五十二条の十第二号に規定する審査をするため参考

となるべき事項を記載した書面

3 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考

となるべき事項を記載した書面

4 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇二 同上〕

〔五・六 同上〕

（特定主要株主に係る認可の申請）

第三十四条の八 〔同上〕

2 第三十四条の六第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十の規定による審査について準用する。

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)
第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 その他法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 その他法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〇三 略」

2 第三十四条の六第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十に規定する審査について準用する。

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)
第三十四条の十 「同上」

「一〇五 同上」

六 その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 「同上」

「一〇五 同上」

六 その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〇三 同上」

〔4〕6 略

(特定持株会社に係る認可の申請)

第三十四条の十三 「略」

2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この節並びに第三十五条第三項において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。)に関する次に掲げる書面

〔4〕6 同上

(特定持株会社に係る認可の申請)

第三十四条の十三 「同上」

2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 当該銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十

「イ・ロ 略」

「四・五 略」

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2・3 略〕

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

〔5・6 略〕

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二 銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての

一 第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。
（）に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 同上」

「四・五 同上」

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2・3 同上〕

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

〔5・6 同上〕

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面

認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「略」

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 「略」

ロ 株式交換により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

〔(1)～(3) 略〕

〔三・四 略〕

五 当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時に、申請をした銀行持株会社及びその子会

を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 株式交換により当該銀行持株会社又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

〔(1)～(3) 同上〕

〔三・四 同上〕

五 当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 「同上」

一 当該申請の時に、申請をした銀行持株会社及びその子会

社等の収支が良好であり、かつ、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

〔二・三 略〕

四 当該申請をした銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五 当該申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

〔六・七 略〕

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有

社等の収支が良好であり、かつ、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

〔二・三 同上〕

四 当該申請をした銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五 当該申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

〔六・七 同上〕

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有するこ

すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。)について準用する。

〔4・5 略〕

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の五 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二

第三項の規定による特例子会社対象会社(同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。)を持株特定子会社(同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕四 略〕

五 その他次項の規定による審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

〔2〕4 略〕

(法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十四条の二十 〔略〕

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

とについての認可に限る。)について準用する。

〔4・5 同上〕

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の五 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

〔2〕4 同上〕

(法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十四条の二十 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇三 略〕

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3
〔略〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第三十四条の二十一 銀行持株会社は、法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2・3 略〕

（銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇十三 略〕

十三の二 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる

〔一〇三 同上〕

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3
〔同上〕

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第三十四条の二十一 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

〔2・3 同上〕

（銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第三十四条の二十九 〔同上〕

〔一〇十三 同上〕

十三の二 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該銀行業高度化等会社に関する第三十

場合には、当該銀行業高度化等会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十四 「略」

十五 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

3 「略」

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇十四 略」

十四の二 当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十五 「略」

十六 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五

四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十四 「同上」

十五 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

3 「同上」

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 「同上」

「一〇十四 同上」

十四の二 当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十五 「同上」

十六 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五

十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

- 2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

3 「略」

(銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

- 第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇十 略」

- 十の二 当該事業の譲渡により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十一 「略」

- 十二 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

- 2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の

十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

- 2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

3 「同上」

(銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

- 第三十四条の三十一 「同上」

「一〇十 同上」

- 十の二 当該事業の譲渡により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十一 「同上」

- 十二 その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

- 2 第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の

十八第一項の規定による審査について準用する。

3 「略」

(許可申請書のその他の添付書類)

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇六 略」

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時ににおける貸借対照表又はこれに代わる書面

八 会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第三十四条の六十四の四第一号において同じ。)であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

「九〇十三 略」

十四 前各号に掲げるもののほか法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十

十八第一項に規定する審査について準用する。

3 「同上」

(許可申請書のその他の添付書類)

第三十四条の三十四 「同上」

「一〇六 同上」

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

「九〇十三 同上」

十四 前各号に掲げるもののほか法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十

八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一・二 略」

三 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で行う銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める業務に従事したことのある者であつて当該業務を的確に遂行することができるものと認められる者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
当座預金業務

八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一・二 同上」

三 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で行う銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及び第七号ロにおいて

〔2〕 法第二条第十四項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務

〔削る。〕

ロ 申請者が法人（二以上の事務所
で銀行代理業を営む個人を含む。）
であるときは、その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該銀行代理業の業務を営む営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該銀行代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において銀行代理業を営まない場合

て同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

〔2〕 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

〔3〕 (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ロ 申請者が法人（二以上の事務所
で銀行代理業を営む個人を含む。）
であるときは、その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において銀行代理業を営まない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別銀行代理行為を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、それぞれ次に

を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別銀行代理行為を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める業務に従事したことがある者であつて当該業務を的確に遂行することができると認められる者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
当座預金業務

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務

〔削る。〕

〔ハクホ 略〕

〔四・五 略〕

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場

掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合及び申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

〔ハクホ 同上〕

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

合においては、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

〔二・ホ 略〕

七 〔略〕

（変更の届出を要しない場合）

第三十四条の三十八の二 法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかでない場合を除く。）

〔イ・ロ 同上〕

ハ 銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

〔二・ホ 同上〕

七 〔同上〕

〔条を加える。〕

場合に限る。)

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合は、

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

〔イ〜ニ 略〕

第八章の三 電子決済等代行業

第一節 通則

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

〔イ〜ニ 同上〕

〔章を加える。〕

(電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第三十四条の六十四の二 法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。)が法第二条第十七項第一号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合に限る。

一 電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先(登録申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあつては、国内に当該営業所又は事務所を有するときに限る。)

二 加入する認定電子決済等代行業者協会の名称

三 電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

四 他に業務を営むときは、その業務の種類

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等(銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第三十四条の六十四の四及び第三十五条第五項において同じ。)が登録申請者

である場合にあつては、登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）に記載することを要しない。

（電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第三十四条の六十四の三 法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子決済等代行業に係る行為のうち、法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれを行つかの別（同項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

二 取り扱う電子決済等代行業に係る業務の概要

三 電子決済等代行業の実施体制

2 前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制

二 電子決済等代行業に係る業務（法第二条第十七項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

三 電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

(登録申請書のその他の添付書類)

第三十四条の六十四の四 法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。ただし、銀行等が法第五十二条の六十一の二の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 役員(法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

ロ 役員の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

ハ 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 役員が法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ホ 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業

年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の際における貸借対照表又はこれに代わる書面

へ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二 登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 登録申請者の履歴書

ロ 登録申請者（当該登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。

）の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式第二十号により作成した財産に関する調書

（電子決済等代行業者登録簿の縦覧）

第三十四条の六十四の五 金融庁長官等は、その登録をした電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業者登録簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する

個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第三十七条第八項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎）

第三十四条の六十四の六 法第五十二条の六十一の五第一項第一号イに規定する内閣府令で定める基準は、純資産額（第三十四条の六十四の四第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこととする。

（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七 法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかなる場合に限り。）

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

三 第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を変更した

場合

2 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3 電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第三十四条の六十四の八 法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、金融庁長官等に提出するものとする。

一 商号、名称又は氏名

二 登録年月日及び登録番号

三 届出事由

四 法第五十二条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

五 電子決済等代行業を廃止したときは、その理由

六 会社分割により電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき又は電子決済等代行業の全部の譲渡をしたときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継先又は譲渡先

第二節 業務

(利用者に対する説明)

第三十四条の六十四の九 法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 電子決済等代行業者は、法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法により、利用者に対し、法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。次条、第三十四条の六十四の十一及び第三十四条の六十四の十六において同じ。)を受けて、法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該事項を明らかにすることができる。

3 前項の電子決済等代行業再委託者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第二十七条第一号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二 法第二十七条第十七項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

4 法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十二条の六十一の四第一項第二号に掲げる登録番号

二 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

三 法第二十七条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四 利用者との間で継続的に法第二十七条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期

間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 その他当該電子決済等代行業者の行う電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第三十四条の六十四の十 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業の利用者との間で法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者（前条第三項に規定する電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該説明を行うことができる。

(為替取引の結果の通知)

第三十四条の六十四の十一 電子決済等代行業者は、法第二条第十七項第一号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき銀行が行つた預金者が当該銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の銀行又は電子決済等代行業再委託者(電子決済等代行業再委託者にあつては、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合に限り。)を介して行うことができる。

(電子決済等代行業に係る情報の安全管理措置)

第三十四条の六十四の十二 電子決済等代行業者は、その業務の内容及び方法に応じ、電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第三十四条の六十四の十三 電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である電子決済等代行業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第三十四条の六十四の十四 電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である電子決済等代行業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第三十四条の六十四の十五 電子決済等代行業者は、その業務(法第二条第十七項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

(銀行との間の契約に定めなければならない事項)

第三十四条の六十四の十六 法第五十二条の六十一の十第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合にお

いて、当該電子決済等代行業再委託者の業務（当該電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に關して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に關する事項とする。

（契約の公表方法）

第三十四条の六十四の十七 銀行及び電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の十第二項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（銀行による基準の公表方法）

第三十四条の六十四の十八 銀行は、法第五十二条の六十一の十一第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の方法により、電子決済等代行業者及び電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（銀行による基準に含まれる事項）

第三十四条の六十四の十九 法第五十二条の六十一の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十二条の六十一の十第一項の契約の相手方となる電子決

濟等代行業者が電子決済等代行業に係る業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二 法第五十二条の六十一の十第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

第三節 監督

(電子決済等代行業に関する帳簿書類)

第三十四条の六十四の二十 電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。

(電子決済等代行業に関する報告書の様式等)

第三十四条の六十四の二十一 法第五十二条の六十一の十三の規定による電子決済等代行業に関する報告書は、電子決済等代行業者が個人である場合においては別紙様式第二十一号により、法人である場合においては別紙様式第二十二号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第二十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に電子決済等代行業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の五第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長が当該電子決済等代行業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならぬ。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした電子決済等代行業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（公告の方法）

第三十四条の六十四の二十二 法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

第四節 認定電子決済等代行業者協会

（認定の申請書の添付書類）

第三十四条の六十四の二十三 令第十六条の十第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 認定業務（法第五十二条の六十一の十九に規定する認定業務をいう。次号及び第三十四条の六十四の二十六第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類
- 二 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 三 最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
- 四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 五 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十六条の十第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
- 六 その他参考となるべき事項を記載した書類

（会員名簿の縦覧）

第三十四条の六十四の二十四 認定電子決済等代行業者協会は、その会員名簿を当該認定電子決済等代行業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五 法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約を締結せずに電子決済等代行業を営んでいる電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 その他利用者の利益を保護するために認定電子決済等代行業者協会が必要と認める情報

（認定電子決済等代行業者協会への情報提供）

第三十四条の六十四の二十六 法第五十二条の六十一の二十九に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法の解釈に関する情報

二 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四 電子決済等代行業者の業務又は電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五 電子決済等代行業者の業務及び電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六 その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

第八章の四 「略」

(割合の算定)

第三十四条の六十五 法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十四条の七十七第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ

第八章の三 「同上」

(割合の算定)

第三十四条の六十五 法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十四条の七十七第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ

。に金融庁長官により公表されている銀行（次条及び第三十四条の六十八第二項において「全ての銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（銀行に対する意見聴取等）

第三十四条の六十六 法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

2 法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての銀行の説明会への出席の有無

。に金融庁長官により公表されている銀行（次条及び第三十四条の六十八第二項において「すべての銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（銀行に対する意見聴取等）

第三十四条の六十六 「同上」

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

2 法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての銀行の説明会への出席の有無

三 全ての銀行の意見書の提出の有無
〔四・五 略〕

3 前項の書類には、銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 〔略〕

2 法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三十四条の六十六第一項第二号の規定により全ての銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 〔略〕

3 〔略〕

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第三十四条の七十三 法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入銀行の顧客が銀行業務関連苦情(法第二条第二十二項に規定する銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ)の解決の申立てをした年月日及びその内容

三 すべての銀行の意見書の提出の有無
〔四・五 同上〕

3 前項の書類には、銀行から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 〔同上〕

2 〔同上〕

一 第三十四条の六十六第一項第二号の規定によりすべての銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 〔同上〕

3 〔同上〕

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第三十四条の七十三 〔同上〕

一 加入銀行の顧客が銀行業務関連苦情(法第二条第十九項に規定する銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ)の解決の申立てをした年月日及びその内容

〔二〇四 略〕

2
〔略〕

(紛争解決委員の利害関係等)

第三十四条の七十四 法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

〔一〇三 略〕

四 当該申立てに係る銀行業務関連紛争(法第二十三条第二十三項に規定する銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 〔略〕

〔2・3 略〕

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第三十四条の七十八 法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十四号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

〔2〇5 略〕

(届出事項)

〔二〇四 同上〕

2
〔同上〕

(紛争解決委員の利害関係等)

第三十四条の七十四 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 当該申立てに係る銀行業務関連紛争(法第二十条第二十項に規定する銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 〔同上〕

〔2・3 同上〕

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第三十四条の七十八 法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

〔2〇5 同上〕

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇十 同上」

十の二 法第十六条の二第七項の認可を受けた銀行が当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十の三 法第十六条の二第七項の認可を受けた銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

十一 銀行又はその子会社が、第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

「十二〇三十一 略」

2 「略」

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇六 略」

第三十五条 「同上」

「一〇十 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

十一 銀行又はその子会社が、第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合

「十二〇三十一 同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇六 同上」

六の二 法第五十二条の二十三第六項の認可を受けた銀行持株会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

六の三 法第五十二条の二十三第六項の認可を受けた銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

七 銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の二十第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得又は保有した場合

〔八〇二十四 略〕

4

〔略〕

5 法第五十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等代行業者が法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

七 銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の二十第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得又は保有した場合

〔八〇二十四 同上〕

4

〔同上〕

〔項を加える。〕

<p>11 法第二条第十一项の規定は、<u>第一項第十号の二から第十三号まで</u></p>	<p>10 [略]</p>	<p>9 [略]</p>	<p>8 [略]</p>	<p>7 三 法第五十三条第五項に該当するときの届出（電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。） [一・二 略]</p>	<p>6 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、<u>法第五十三条第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</u> [一〇六 略]</p>	<p>七 第四項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し [一〇六 同上]</p>	<p>5 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、又は銀行代理業者は、<u>法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</u> [一〇六 同上]</p>	<p>七 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し [同上]</p>	<p>6 [同上]</p>	<p>三 第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合</p>	<p>一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合 二 法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約の内容を変更した場合</p>
<p>10 法第二条第十一项の規定は、<u>第一項第十一号から第十三号まで</u></p>	<p>9 [同上]</p>	<p>8 [同上]</p>	<p>7 [同上]</p>	<p>三 法第五十三条第五項に該当するときの届出（電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。） [一・二 同上]</p>	<p>6 [同上]</p>	<p>七 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し [同上]</p>	<p>5 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、又は銀行代理業者は、<u>法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</u> [一〇六 同上]</p>	<p>七 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し [同上]</p>	<p>6 [同上]</p>	<p>三 第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合</p>	<p>一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合 二 法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約の内容を変更した場合</p>

及び第十六号に規定する議決権並びに第三項第六号の二から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

(經由官庁)

第三十七条 「略」

2 銀行は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

「3〜6 略」

7 銀行代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

8 電子決済等代行業者（外国法人又は外国に住所を有する個人であつて国内に営業所又は事務所を有しない者を除く。）は、法第五十二条の六十一の三第一項の規定による申請書、電子決済等代行業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

9 略

び第十六号に規定する議決権並びに第三項第七号から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

(經由官庁)

第三十七条 「同上」

2 銀行は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあつては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

「3〜6 同上」

7 銀行代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあつては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

「項を加える。」

8 同上

(電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例)

第三十八条の三 法（第七章の五及び第五十三条第五項に限る。）又はこの府令の規定により電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2 電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3 電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

(標準処理期間)

「条を加える。」

(標準処理期間)

第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認、登録、認定又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

「一〇五 略」

六 令第十七条の五第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

2 「略」

別表第三（第三十四条の六十一関係）

[略]	届出事項	[略]	添付書類
	記載事項	[略]	
	銀行代理業者である個人が死亡したとき	[略]	

第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

「一〇五 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

別表第三（第三十四条の六十一関係）

[同上]	届出事項	[同上]	添付書類
	記載事項	[同上]	
	銀行代理業者である個人が死亡したとき	[同上]	

別表第四（第二十四条の六十四の七第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
<p>商号、名称又は氏名 （以下この表において「商号等」という。）の変更</p>	<p>一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日</p>	<p>法人であるときは、 変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）</p>
<p>日本における代理人の商号等の変更（電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）</p>	<p>一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日</p>	<p>日本における代理人が法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面、日本における代理人が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代</p>

「別表を加える。」

<p>役員（法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の</p>	<p>日本における代理人の変更（電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）</p>	
<p>一 変更があつた役員の氏名又は名称及び役職名 二 就任又は退任年月日</p>	<p>一 変更前の日本における代理人の商号等 二 変更後の日本における代理人の商号等 三 変更年月日</p>	
<p>一 法人の登記事項証明書 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であると</p>	<p>一 理由書 二 変更後の日本における代理人の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p>	<p>わる書面</p>

変更

きは、当該役員
の沿革を記載
した書面）
ロ 住民票の抄
本（就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
）又はこれに
代わる書面
ハ 婚姻前の氏
名を、氏名に
併せて第三十
四条の六十四
の七第二項の
届出書に記載
した場合にお
いて、口に掲
げる書面が当
該婚姻前の氏
名を証するも
のでないとき

<p>電子決済等代行業を 営む営業所又は事務 所（以下この表にお いて「営業所等」と いう。）の設置</p>	
<p>一 設置した営業所 等の名称 二 所在地 三 設置した営業所 等で営む電子決済 等代行業に係る業 務の内容 四 営業開始年月日</p>	
	<p>は、当該婚姻 前の氏名を証 する書面 二 法第五十二 条の六十一の 五第一項第二 号ロ(1)から(6) までのいずれ にも該当しな い者であるこ とを当該役員 が誓約する書 面</p>

営業所等の所在地の変更	営業所等の名称の変更	営業所等の廃止	主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更（電子決済等代行業者が外国人又は外国に住所を有する個人であり、外国に主たる営業所又は事務所を有する
一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日	一 変更前の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地 二 変更後の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地 三 変更年月日
			変更に係る事項を記載した登記事項証明書

<p>退 認定電子決済等代 行事業者協会から の脱</p>	<p>認定電子決済等代 行事業者協会への 加入</p>	<p>利用者からの苦情又 は相談に応ずる営業 所又は事務所の所在 地又は連絡先の変更</p>	<p>場合に 限る。)</p>
<p>一 脱退した認定電 子決済等代行事業 者協会の名称</p>	<p>一 加入した認定電 子決済等代行事業 者協会の名称 二 加入年月日</p>	<p>一 変更前の利用者 からの苦情又は相 談に応ずる営業所 又は事務所の所在 地又は連絡先 二 変更後の利用者 からの苦情又は相 談に応ずる営業所 又は事務所の所在 地又は連絡先 三 変更年月日</p>	
<p>認定電子決済等代 行事業者協会から 脱退した事実を確</p>	<p>認定電子決済等代 行事業者協会に 加入した事実を確 認することができる 書面</p>		

	二 脱退年月日	認することができ る書面
委託に係る業務の内 容又は委託先の変更	一 変更の内容 二 変更年月日	

(別紙様式第20号)

[別紙]

[別紙様式を加える。]

(別紙様式第21号)

[別紙]

[別紙様式を加える。]

(別紙様式第22号)

[別紙]

[別紙様式を加える。]

(別紙様式第23号)

[別紙]

[別紙様式を加える。]

(別紙様式第24号)

[略]

(別紙様式第20号)

[同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 計 (A)		
負 債 計 (B)		
(A) - (B)		

（記載上の注意）

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 3 (A) 及び (B) の価額の算出は、次のとおり行うこと。
 - (1) 基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。
 - (2) 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。
 - (3) 土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。
 なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\begin{aligned}
 & \text{居住用の土地又は建物の} \\
 & \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金} + \text{返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\
 & \text{に基づき算出した価額} \\
 & \\
 & + \text{居住用の土地又は建物の} \\
 & \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\
 & \text{に基づき算出した価額}
 \end{aligned}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$$

- (4) 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。
- (5) 営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A)の価額の算出の基礎とする。

電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

印

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

- 3 契約締結銀行

契約締結銀行名	契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

- 1 「契約締結銀行名」欄は、当期末における契約締結銀行（銀行法第 52 条の 61 の 10 第 1 項の契約を締結している銀行をいう。2 において同じ。）の商号を記載すること。
- 2 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従って行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第 2 条第 17 項第 1 号に掲げる行為（第 1 条の 3 の 3 に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、銀行法第 2 条第 17 項第 1 号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第 2 号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先（第34条の64の3第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、電子決済等代行業者として第34条の64の9第3項各号の委託を受けている同項の電子決済等代行業再委託者（以下「電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 使用人の状況

	使用人
総数	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における電子決済等代行業に従事する使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 事務所の状況

名称	所在地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 電子決済等代行業の実施状況

(単位：件、者)

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかった件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔 〕	

(記載上の注意)

- 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第2条第17項第1号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第2条第17項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。
また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。
- 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（銀行法第2条第17項第2号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

年 月 日

主たる営業所

又は事務所の

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

1 登録年月日及び登録番号

2 電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3 契約締結銀行

契約締結銀行名	契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

- 1 「契約締結銀行名」欄は、当期末における契約締結銀行（銀行法第 52 条の 61 の 10 第 1 項の契約を締結している銀行をいう。2 において同じ。）の商号を記載すること。
- 2 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従って行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第 2 条第 17 項第 1 号に掲げる行為（第 1 条の 3 の 3 に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、銀行法第 2 条第 17 項第 1 号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第 2 号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先（第 34 条の 64 の 3 第 2 項第 2 号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、電子決済等代行業者として第 34 条の 64 の 9 第 3 項各号の委託を受けている同項の電子決済等代行業再委託者（以下「電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における電子決済等代行業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇用及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 営業所又は事務所の状況

名称	所在地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載

すること。

2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 電子決済等代行業の実施状況

(単位：件、者)

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかった件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔 〕	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第2条第17項第1号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第2条第17項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。
また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（銀行法第2条第17項第2号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計（A）		
負 債 借入金 未払金 前受金 その他 計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

- この調書は、電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。
- 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又

は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金+返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金+取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{+ 算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積+事業用面積}}$$

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。